

山口県消防学校訓練中の事故を踏まえた
安全確保対策検討委員会報告書

令和3年2月

◆ 消防学校訓練中の事故を踏まえた安全確保対策検討委員会

委員長 杉浦 崇夫 山口大学教育学部教授
委員 鶴田 良介 山口大学大学院医学系研究科教授
委員 野間 清隆 海上保安大学校教授
委員 木村 修司 日本赤十字社山口支部 事務局付部長
委員 高橋 秀尚 山口県消防長会事務局長
事務局 山口県総務部消防保安課

◆ 所掌

- ① 消防学校での訓練中の事故原因と再発防止のための安全確保対策に関すること
- ② 消防学校の安全管理に係る各種規程の評価と見直しに関すること
- ③ その他必要と認める安全管理に関すること

◆ 開催

第1回10月26日、第2回11月20日、第3回12月22日

	〈目 次〉	(P)
1	事故調査結果	1
2	消防学校について	10
3	全国の水難救助訓練の状況について	11
4	山口県消防学校の水難救助訓練の経緯について	12
5	委員会の検討結果について	
	(1) 事故原因と再発防止のための安全確保対策について	
	ア 学生の体力の状況について	13
	イ 学生の泳力の確認について	14
	ウ 悪天候での実施について	14
	エ 水難救助訓練の実施方法について	14
	オ 事故発生時の対応について	15
	カ 水難救助訓練の必要性について	15
	キ 水難救助訓練の安全確保対策について	16
	(2) 安全管理に係る各種規程の評価と見直しについて	17
	(3) 消防学校の教育体制の改善について	18

事故調査結果

1 事故の概要

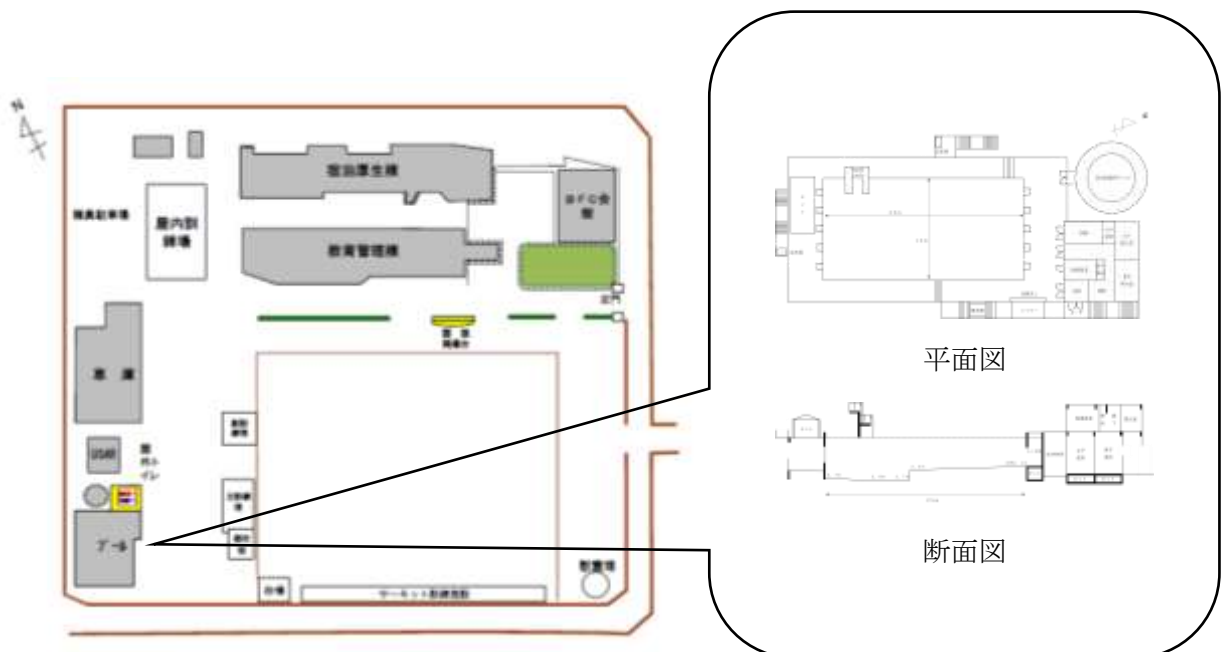
令和2年7月10日（金）午後2時55分頃、山口県消防学校の水難救助訓練プールにおいて、第69期消防職員初任総合教育における水難救助訓練を実施中、事故が発生したもの。初任教育学生（以下「学生」という。）55名全員が一斉にプールに入り、立ち泳ぎの項目を実施中、2名の学生が水中に沈み、教官がそれぞれを救助、うち1名は県立総合医療センターに救急搬送され、翌11日（土）午前5時20分、溺水等による蘇生後脳症により亡くなったものである。

2 事故発生場所

山口県消防学校 水難救助訓練プール
（山口市鑄銭司6440番地の1）

3 水難救助訓練プール諸元

- (1) 規模…25m×12m
- (2) 水深…3.8m～2.1m



4 事故学生（年齢基準日：令和2年4月10日（入校日））

(1) 死亡学生

学生A 20歳代 男性

(2) 溺水学生（人工呼吸により吐水→意識回復）

学生B 20歳代 男性

(3) 体調不良者

ア 学生C 10歳代 男性 …嘔吐、疲労

イ 学生D 10歳代 男性 …疲労

ウ 学生E 20歳代 男性 …疲労

エ 学生F 20歳代 男性 …疲労

5 監視員（6人）

(1) 訓練担当者 教務課主査

※ 日本赤十字社水上安全法指導員、ライフセーバー、ダイビングインストラクター他の資格保持者

(2) 補助者 教官①～教官⑤

※ 教官の内訳は、救助担当教官2名、救急担当教官1名（救急救命士）、予防担当教官2名

6 事故当日（7月10日）の日課概要

(1) 6時45分 起床

(2) 7時00分 日朝点呼（学生55名全員異常なし）

(3) 7時30分 朝食

(4) 9時10分～12時00分 1時限～3時限（救急座学）

(5) 12時00分～13時00分 昼食及び休憩

(6) 13時00分～16時50分 4時限～7時限（水難救助訓練）

7 事故当日の気象状況等

(1) 7月10日 13時現在気象状況

天候…雨 気温…23.9℃ 風向・風速…南東7.5m/s

注意報…大雨、雷、強風、波浪

(2) 時間雨量

ア 【12時～13時】 1.5mm

イ 【13時～14時】 10.0mm

ウ 【14時～15時】 5.0mm

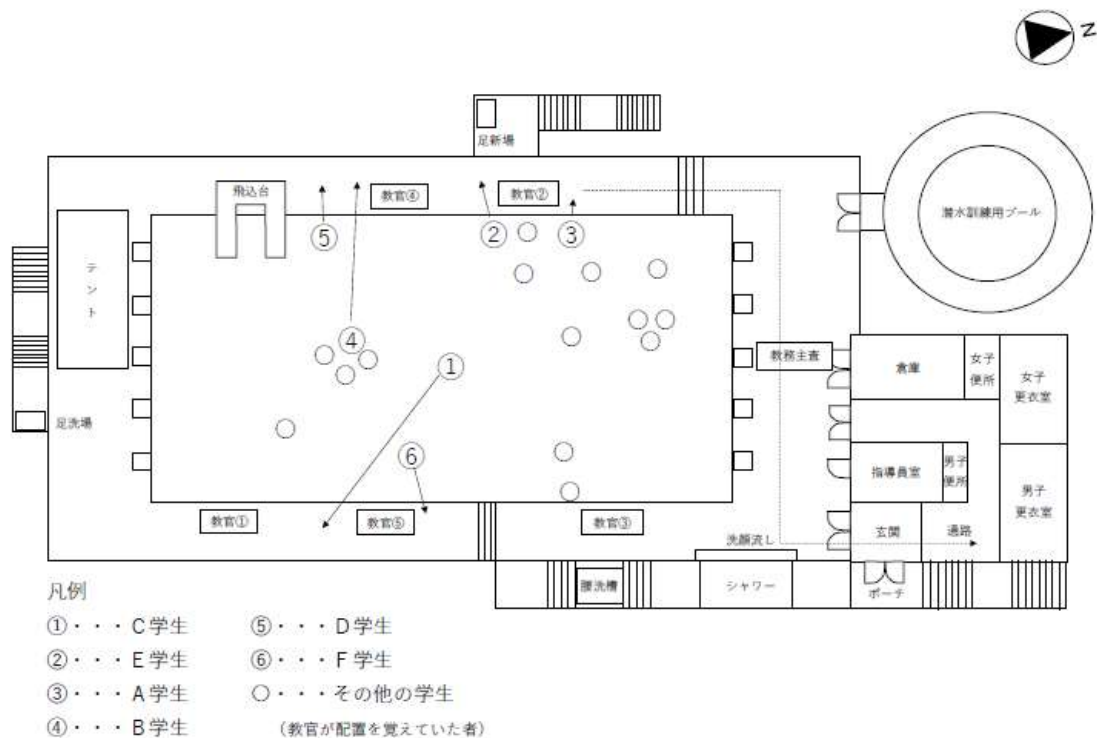
(3) プール水温 25.5℃

8 水難救助訓練の内容（4時限～7時限）

初任総合教育の初回の水難救助訓練プールにおける訓練は、救助技術の習得ではなく、まず、「水に慣れ、自己の能力を知ること。」を目的として以下の項目順で実施。

- (1) 諸注意、バディシステム、入水要領等 13時00分～
- (2) 各種泳法（クロール、平泳ぎ、犬かき他）
- (3) ファーストダイブ→潜行12m
- (4) ファーストダイブ→潜降3.8m
- (5) 順下飛び込み（プールサイド、飛び込み台）
- (6) スカーリング ～14時20分
（休憩 20分）
- (7) 立ち泳ぎ10分 14時40分再開 → ※事故発生：14時55分頃
- (8) 各種泳法25m 未実施

9 事故発生時の関連図



10 立ち泳ぎ開始→事故発生→訓練中止までの経緯（事故者発生順の整理）

(1) 体調確認（全員異常なし）→ルール説明

ア 立ち泳ぎは10分間、全員がプール内に浮いていることが目標。

イ バディシステムは解除、学生55名全員が一斉実施。

ウ 立ち泳ぎができない者は、ゆっくり泳いでいても良い。

エ 学生同士が補助し合っても良い。

オ プールサイドに掴まり、休む者が出たら時間をリセット。

(2) 立ち泳ぎ開始直後の状況

ア 全員がプールに入水するが、泳ぎが苦手な者はプールサイドから中々離れようとしなない。

イ 全員がプールサイドから離れた時点で計測開始。

ウ 泳ぐことが苦手な学生1名は、1分持たずにプールサイドに掴まり小休憩→再度挑戦を繰り返す。

(3) 学生Cの離脱

プールサイドに逃れる学生が徐々に増え始めた頃、学生Cは体力の限界により、自力でプールサイド（東側）に上がる。その後、嘔気を訴えたため、教官①が介抱し、嘔吐。

(4) 学生Eの引上げ

プールサイド西側、教官②の周囲で複数の学生がプールサイドに掴まり始める。その中にいた学生Eは、自力でプールサイドに上がれないと教官②が判断し、両手を掴んでプールサイド上に引き上げた。

(5) 学生Aの救助

教官②が学生Eを引き上げた直後、プール内の学生から声が挙がるのとほぼ同時に、プールサイド北側で全体を監視していた教務主査が水中の人影に気付き、直近の教官②に救助を指示。学生Eの対応をしていた教官②はプール方向へ振り返ると、自身からすぐ近くの水中に人影を確認。確認と同時に足からプールに飛び込むと、学生はプール壁面を背に、頭を上にした状態で沈んでいたため、教官②はプール床面に一旦足を着けると同時に、学生の両脇下に両手を差し入れると一気に浮上。プールサイド上の教務主査が学生Aを引き上げた。

(6) 学生Bの救助

教官③が、プールサイド西側で引き上げられている学生の姿（学生Eか学生Aかは不明）を目にしたため、プールサイド上を移動していると、プール中央南寄り付近から救助を求める学生の声が挙がった。場所を確認すると同時にプールサイドを駆け、最短距離となる部分からプールに飛び込み救助に向かう。沈みかけていた学生Bをクロスチェスト（要救助者の背後から片

手を巻き付けて抱く)で保持すると、反対側のプールサイドからは、教官④が浮環を投げ入れるとともに、プールに飛び込み救助補助に向かう。2名でプールサイドに引き寄せた後、教官④が先にプールサイドに上がり、学生Bを引き上げた。

※ 学生Bの救助後に、教務主査による訓練中止合図

(7) 学生D及び学生F

自力または他の学生の補助によりプールサイドへ上がる(詳細不明)。

11 応急処置の状況

(1) 学生A

ア プールサイド引き上げ直後、正常な呼吸でないと判断。教務主査がマウス・ストウマウスによる吹込み1回実施し、呼吸回復。吐しゃ物なし。

イ 教官⑤(救命士)と学生が観察(JCS30^注、呼吸有、橈骨触診)。

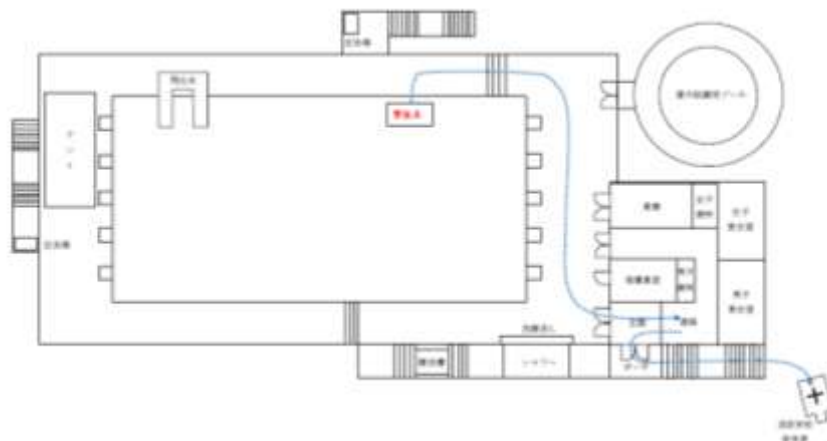
ウ 指導員室前の通路に移動させる。その後、補助呼吸を複数回実施(吐しゃ1回)するとともに、学校救急車をプール棟付近に準備。

エ 水難救助用のフローティング担架を用いて、学校救急車に収容するとともに、119番通報実施(教官②が教官室に駆け戻り通報)。

オ CPA(心肺停止状態)に移行と判断。AEDを学生Aに装着し、バッグバルブマスクは教官⑤が、胸骨圧迫は救命士の資格を持つ学生3名が交代で実施。

カ AEDは、解析メッセージが流れずショックを指示。→胸骨圧迫波形感知によるエラーと判断し、電源再投入。→胸骨圧迫(ショックの必要無し)を指示。

キ 山口消防救急隊に引き継ぎ、県総合医療センターへ搬送(教官⑤同乗)。



注… JCS30は、Japan Coma Scale(意識レベル)Ⅱ-30

痛み刺激を加えつつ、呼びかけを続けると辛うじて開眼する状態

資機材の写真



フローティング担架
(水難救助訓練用)



消防学校救急車



消防学校救急車
(バックドアから撮影)



バッグバルブマスク
(リザーバー無し：救急車積載)



バッグバルブマスク
(リザーバー付：救急教室に保管)
※高濃度の酸素を送るために使用



A E D (同型品の画像)
日本光電 AED-2100

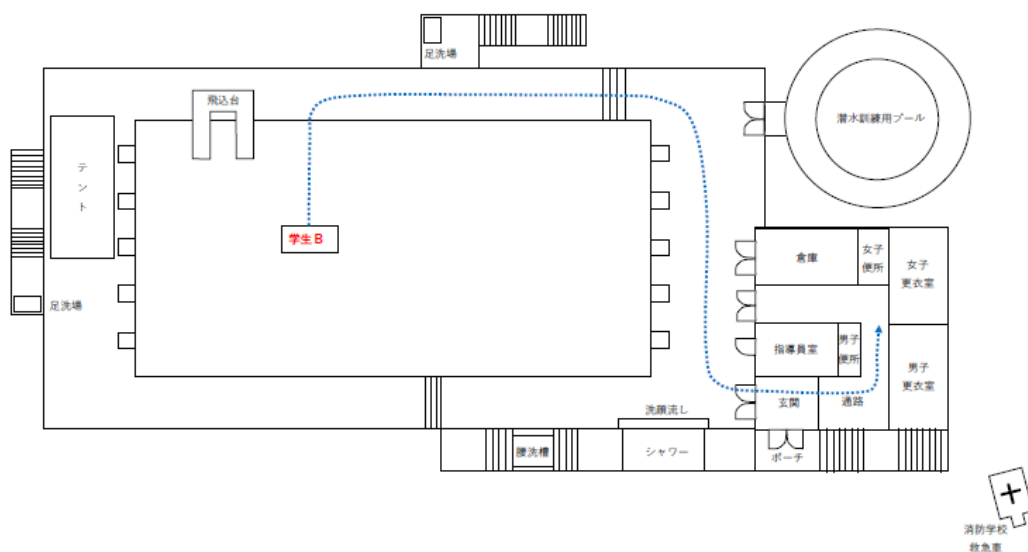
(2) 学生B

ア プールサイドに引き上げ直後、教務主査がマウストゥマウスによる吹込み1回実施（学生Aへの対応直後）。→水を吐き出し、呼吸回復。

イ 女子更衣室前の通路部分に移動させ、経過観察。

ウ 呼吸状態が回復傾向にあり、反応も戻ったため、回復体位をとり救命士の資格を持つ学生等が介助。

エ 介助による歩行ができるようになるまではプール棟で回復を待ち、その後、寮室へ移動。



(3) 学生C／学生D／学生E／学生F

介助による歩行ができるようになるまではプール棟で回復を待ち、その後、寮室へ移動。

12 事故学生健康状態の評価

(1) 採用時の健康診断結果（各所属で受診）

学生A～F全員について、採用時の健康診断では健康上の異常は認められていない。

(2) 新体力測定結果（4月17日実施）

学生A～Fの6名について

総合評価Aは2名

〃 Bは2名

〃 Cは2名

(3) 個別体調管理表

毎日（朝、昼、夜）、学生自身が体温計測している管理表からは、上記学生について、異常は認められない。また、7月10日朝の計測結果についても、それぞれ36.3℃～36.8℃である。

(4) 寮直勤務日誌

7月6日（月）から、事故前日となる7月9日（木）の寮直勤務日誌「健康管理・通院状況」欄に体調不良者等の記載はない。

13 消防学校職員の事故発生後の対応

(1) 7月10日の勤務体制

消防学校の職員数は、校長、副校長、総務課2名、教務課8名、会計年度任用職員3名の合計15名であるが、事故発生時は、3名の職員が不在〔総務課：主任（出張後直帰）、教務課：教務課長（災害派遣）、教官⑥（休暇）〕。

(2) 対応時系列

ア プール棟から教官②が駆け戻り119番通報。

（15時01分…通報時間）

イ CPA状態である旨、119番通報の第2報。

（15時03分…通報時間）

ウ 山口消防救急車が学校到着→学校出発

（15時15分…到着時間、15時22分…出発時間）

エ 学生Aの家族への連絡

（15時32分…父親（不通）、15時33分…母親）

オ 山口南警察署員到着→状況等聴取→警察署員帰署

プール棟での状況聴取は主に教官③④が対応し、ほか、学生3名が状況聴取を受ける。（その後教官③は、医療センターへ向かう）

（15時35分…警察署員到着、19時28分…警察署員帰署）

カ 校長が消防保安課へ出向き状況説明→記者発表→医療センターへ

（16時55分…県庁へ、18時56分…病院到着）

キ 学生Aを除く学生全員が退校

（18時40分）

ク 状況聴取のため、教務課主査及び教官4名が順次山口南警察署へ出向

（19時30分～23時56分）

ケ ホワイトボード等への時系列整理は、教官①、教官②が行い、会計年度任用職員が手伝いをした。

コ 関係機関、報道等への電話対応は、総務課長、教官で行った。

サ 会計年度任用職員3名は21時頃までには退校した。

シ 校長以下の職員は、翌0時30分頃退校した。

14 消防職員初任総合教育における立ち泳ぎに関する過去の状況

平成23年度以降の前派遣教官27名を対象。25名は4～6名のグループ討議（9月11日から9月23日にかけて実施）、2名は書面回答により意見聴取したもの。

(1) 立ち泳ぎの状況

ア 約40名～70名の学生が一斉に立ち泳ぎを実施。

イ ルールは現行と概ね同じ

ウ 教官の監視人数、配置も現行と概ね同じ

エ 2回目以降の水難救助訓練では、立ち泳ぎの実施時間を徐々に延ばし、最終的に1時間実施。

(2) 溺れた、溺れかけた事例

ア 2回目以降の水難救助訓練では、毎年1名または複数名の学生が、溺れる直前に教官に引き上げられたり、自力でプールサイドに上がる事例有り。いずれの学生もプールサイド等で回復を図り、病院の受診はしていない。

イ 令和元年度の初回の立ち泳ぎ時に、1名の学生が溺れかけた。教官が引き上げ、翌日病院を受診。

(3) 安全関係者会議等の実施について

過去の溺れかけた事例に対して、消防学校安全管理要綱に定める訓練終了後の事後検証が行われたことは無く、また、安全管理規程に定める安全関係者会議も開催されたことは無い。

2 消防学校について

- 消防組織法において、都道府県が消防学校を設置し、教育訓練については消防庁が定める標準的な教科目や時間数の基準を確保するよう努めるとされている。

《参考》

◆消防組織法

第51条（消防学校等）都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならない。

- 4 消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

◆消防学校の教育訓練の基準（消防庁告示）

第2条（教育訓練の目的）消防学校の教育訓練は、社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応するために、住民から期待される水準を充たす消防に係る知識及び技能の効率的かつ効果的な修得を図り、もって適切公正、安全かつ能率的に業務を遂行できるよう、消防職員及び消防団員の資質を高めることを目的とする。

第4条（消防職員に対する初任教育）消防職員に対する初任教育の到達目標は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 服務義務を理解し、職務意欲が旺盛で、住民の信頼を得られること。
- 二 警防隊員として、基本的な安全管理について理解し、自らの安全を確保し災害現場では隊長の下命に基づく基本的な活動ができること。
- 三 消防業務全般について概要を理解していること。
- 四 住民からの一般的な質問に応答できること。

〈別表概要〉消防職員に対する初任教育の標準的な教科目及び単位時間数

種目	教科目（単位時間数）	小計
基礎教育	倫理（5）法学基礎・消防法（20）消防組織制度（9） サービスと勤務（28）理化学（10）	72
実務教育	予防広報（20）危険物（8）消防用設備（12）査察（27）建築（10） 安全管理（16）特殊災害と保安（10）火災防ぎょ（30） 火災調査（15）防災（23）救急（50）消防機械・ポンプ（10）	231
実科訓練	訓練礼式（50）消防活動訓練（82）救助訓練（45） 機器取扱訓練（55）消防活動応用訓練（85）体育（55）	372
その他	実務研修（35）選択研修（40）行事その他（50）	125
計		800

3 全国の初任水難救助訓練の状況について

- 初任教育での水難救助訓練については、国の基準等で示されていないため、全国の状況は、実施の有無、日数、方法等、様々である。

《参考》全国の初任教育での水難救助訓練の状況（R2 年 10 月調査：54 校）

実施状況	実施 46 実施なし 8
使用プール	消防学校 31 その他 10 消防学校・その他 5
訓練時間	訓練日数 1～10 日（平均 3.3 日） 訓練時間 1～42 時間（平均 13.2 時間）
実施支援	消防から派遣 16、外部委託 17（日赤、水難学会等）

《参考》中国地方の初任教育での水難救助訓練の状況（R2 年 10 月調査）

区分	実施	場所	規格(m)	水深(m)	日数	時間数
鳥取県	×	(消防学校にプールなし)				
島根県	○	学 校 外	50×25	2～2.1	1 日	4 時間
岡山県	○	消防学校	25×16	2～5	5 日	20 時間
広島県	○	消防学校	25×12	1.1～5	2 日	6 時間
山口県	○	消防学校	25×12	2.1～3.8	5 日	20 時間

《参考》山口県の初任総合教育

平成 30 年度：54 人 4 月 5 日～11 月 13 日（152 日）

令和 元 年度：68 人 4 月 4 日～11 月 20 日（152 日）

令和 2 年度：55 人 4 月 7 日～11 月 18 日（152 日）※当初予定

《参考》特別教育水難救助科

全国の消防学校の約半数で、特別教育水難救助科として、水難救助や潜水救助の専門的な教育が実施されている。

- ・山口県の実施状況（R 元年度）

日 程：令和元年 8 月 15 日～9 月 4 日（15 日間）

内 容：泳力測定、潜水救助技術、水難救助技術、現地訓練等

参加者：23 名（県内 12 人、他県 11 人）

4 山口県消防学校の初任水難救助訓練の経緯について

- 山口県消防学校の初任教育では、平成19年度まで日本赤十字指導員による日本赤十字水上安全法が実施され、平成20年度から消防学校教官による訓練が実施されている。
- 平成20年度からの訓練は、日本赤十字水上安全法をベースに、救助にあたり自分の身を守るものとして、立ち泳ぎが取り入れられている。
- その後、実践的な訓練となるよう、一定の期間を確保し、海岸での現地訓練を取り入れ、5日間の日程となっている。

《参考》山口県消防学校での初任水難救助訓練の経緯

- ・ 日赤講習は4日間連続実施であり、日程調整や再受講等が困難。
- ・ 期間が短いため自主練習時間がとれない。泳力のない者は体験に終わる。
- ・ 教官に日赤指導員、ライフセービングの有資格者がおり、指導が可能。

《参考》日赤水上安全法救助員養成講習会の標準日程（3日半）

第1日	学科、実技（水慣れ、各種泳法、泳がず救助、立ち泳ぎ、溺者への接近）
2日	学科、実技（泳法、陸への運搬、水面での救助、溺者からの離脱）
3日	実技（心肺蘇生、異物除去、気道確保、人工呼吸、チューブ、総合実技）
4日 (半日)	学科検定、実技検定 泳 法：潜行 25m、立ち泳ぎ 5分（両手水面上）、400m泳、スカーリング15m 救助法：リアキャリア、クロスチェストキャリア、チューブ、離脱、要救助者の体位変換

《参考》平成20年度の消防学校独自訓練（2日間、8時間）

第1日	各種泳法、潜行、あおり泳ぎ、立ち泳ぎ（10分）、リレー ※泳げない者は別メニュー
2日	救助法（チン、クロス、ロープ、チューブ）立ち泳ぎ（10分）

《参考》山口県消防学校での訓練（5日間、20時間）

第1日	各種泳法、立ち泳ぎ（10分）
2日	各種泳法、溺者搬送、立ち泳ぎ（30分）
3日	各種泳法、溺者救助、立ち泳ぎ（60分）
4日	現地訓練（2小隊に分割し海岸での訓練）
5日	各種泳法、総合訓練

※消防学校での立ち泳ぎは手の使用可。期間中、学生への個別指導を実施。

5 委員会の検討結果について

(1) 事故原因と再発防止のための安全確保対策について

ア 学生の体力の状況について

- 昭和60年をピークに子どもの体力は低下しており、採用職員の状況も変化していると考えらるべきである。令和2年度の学生の体力測定結果は、A～Dの5段階評価で、A～Cに分布し、体力が中程度の者もいるため、一律に強度のある訓練を行うことには無理がある。
- 特に、本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、資格取得に必要な講義を優先し、体力訓練が少ない状況であり、例年とは、学生の状況が異なる点も認識する必要があった。

《参考》令和2年度初任学生の新体力測定結果（令和2年4月）（単位：人）

区分	A	B	C	D	E	計
19歳以下	10	14	2	—	—	26
20歳以上	15	12	2	—	—	29
計	25	26	4	—	—	55

《参考》令和元年度初任学生の入校時と卒業時の比較（4月→11月）（単位：人）

区分	A	B	C	D	E	計
19歳以下	11→22	14→6	5→2	—	—	30
20歳以上	22→32	13→5	2→0	—	—	37
計	33→54	27→11	7→2	—	—	67

※ケガ1名を除く

《参考》男子の新体力測定結果の15年前との比較

男 子		第54期(A) H20(47人)	第69期(B) R2(52人)	推移 (B-A)	備考
シャトル ラン	平均値	100.4	90.5	▲ 9.9	低下
	標準偏差	18.2	12.3	▲ 5.9	縮小
握力 (左右平均) kg	平均値	44.4	48.6	4.2	上昇
	標準偏差	5.6	6.1	0.5	
反復横とび 回	平均値	54.7	56.2	1.5	上昇
	標準偏差	3.6	4.2	0.6	
立ち幅とび cm	平均値	233.4	231.6	▲ 1.8	低下
	標準偏差	17.3	16.3	▲ 1.0	縮小

イ 学生の泳力の確認について

- 消防職員採用にあたり泳力に関する試験はなく、泳力が十分に把握されていない中、初任の水難救助訓練初日に足の届かないプールで一斉に立ち泳ぎを実施していることが問題である。
- 水泳の経験は個人によって様々であり、泳力については、聞き取りや申告ではなく、実際に泳力を十分に確認する必要がある。

ウ 悪天候の中での実施について

- 大雨、雷、強風、波浪の注意報が出され、降雨と風の悪条件の中で、訓練が実施されている。屋外のプールであり、風で波が立ち、呼吸が行いにくい状態であったのではないか。
- これまで、水難救助訓練の初日が、悪天候の中で実施されたことはないと言われているが、訓練に当たっては、学生の体調や習熟度の確認とあわせ、天候による影響を勘案し対応する必要がある。

《参考》事故当日の気象条件（7月10日13時）

〈天候〉雨 〈気温〉23.9℃ 〈水温〉25.5℃
〈注意報〉大雨、雷、強風、波浪 〈風速〉南東7.5 m/s
〈雨量〉12～13時 1.5mm、13～14時 10.0mm、14～15時 5.0mm

エ 水難救助訓練の実施方法について

- プールでの訓練初日に、泳力の確認が不十分な中、足の届かないプールで50人以上が、一斉に立ち泳ぎを実施している。
- 学生同士で支えあうことは難しく、混乱した状況が生じている。
これまでの消防学校の教育には、学生に厳しい条件を与えるという考えがあったのではないか。
- 6名の教官が監視を行っているが、泳力が様々である50人を超える学生を一斉に泳がせ、それを安全に監視することは困難である。

オ 事故発生時の対応について

- 異常を確認した時点で、直ちに訓練中止を判断する必要がある。プールでは、最初の１名の対応を行う時点で、監視者が欠ける状況になる。
- 消防学校の訓練は、プールでの水難救助だけでなく、高所での作業、資機材の使用、校外での活動などで、事故や熱中症など様々なリスクがある。
- それらのリスクに対し、危険を察知し事前に防ぐことが重要であるが、異常が発生し、救急対応が必要な場合には、躊躇なく、直ちに救急要請を行うことを徹底する必要がある。

カ 水難救助訓練の必要性について

- 平成３０年の消防活動県内実績は、水難事故の救急活動の出動は６３件、搬送は３４人、救助活動は２８件、活動人員は３００人となっている。
- 水難事故の救助・救急活動には、陸上とは異なる知識や技能が必要であり、水難事案には、装備を整えた水難救助隊が対応することになる。
- 初任教育においては、水の事故の危険性や水難救助の基礎的な知識、陸上からの救助方法などを学び、プールでの訓練は、基礎的な泳力を身につけることを基本に実施すべきである。

《参考》救急件数等（消防防災年報）

区分	平成 26 年	27 年	28 年	29 年	30 年
救急出場件数	66, 425	67, 292	68, 699	67, 774	69, 371
救助活動件数	623	442	472	453	488
火災件数	500	422	434	500	518

《参考》平成３０年救急活動の状況（消防防災年報）

区 分		県計	うち水難事故
救急活動の状況	出動件数	69, 371 件	63 件
	搬送人員	62, 276 人	34 人
救助活動の状況	活動件数	488 件	28 件
	活動人員	4, 843 人	300 人
発生場所別救助人員		515 人	内水面 32 人 外水面 20 人

キ 水難救助訓練の安全確保対策について

○ 初任教育の訓練は、安全を確保した上で、段階を踏んで実施することが、必要であり、次のとおり提言する。

- ① プールにコースロープや浮き具、足の届く安全区域を設置すること。
 - ・水泳が得意でない者が訓練を行うエリアを設置すること。
 - ・監視エリアを明確にするとともに、不具合が生じた際に掴まることができるコースロープ、浮き具を設置すること。
- ② 訓練当初に学生の泳力の確認を十分に行うこと。
 - ・足の届くプールで学生の個々の泳力をしっかりと把握すること。
- ③ プールの訓練では、泳力に応じグループ分けするなど、入水人数を制限した上で、バディ制度を徹底し、バディによるプールサイドからの安全確認を徹底すること。
 - ・多人数での訓練ではなく、泳力に応じ、分割して訓練を実施すること。
 - ・お互いに見守るバディは、プールサイドからの見守りを行い、同時に入水する人数を減らし、監視の目を増やすこと。
- ④ 悪天候時に屋外プールでの訓練を実施しないこと。
 - ・大雨、暴風の警報・注意報、雷注意報発表時の中止基準を定めること。
- ⑤ プールの実技訓練に当たっては、監視者を十分に配置すること。
 - ・泳力別での訓練実施、バディ制度の徹底を行い、入水人数を減らした上で監視員を十分に配置すること。
 - ・監視員を十分に確保するため、県内消防からの支援を検討すること。

(2) 安全管理に係る各種規程の評価と見直しについて

- 消防学校では、安全管理規程、安全管理要綱、安全管理マニュアルが、策定されているが、その運用が不十分と言わざるを得ない。
 - ・ 訓練後の安全管理についての検討結果が記録されていない。
 - ・ 安全関係者会議が開催されていない。
- 安全管理規程や運用の見直しが必要であり、管理を行う校長や副校長の責務、指導を行う教官の責務を明確にし、確実に運用していく必要がある。
- 訓練実施計画の中で、訓練の目的や到達ポイントを明示し、それらを学生に示すとともに学生からのフィードバックを受け、訓練の見直しを行っていく、循環していく仕組みを構築していくことが重要である。
 - ・ 学生の体力技能を把握した上で、段階を踏んだ訓練を実施すること。
 - ・ 訓練実施計画の中で、訓練内容、安全管理、到達目標、評価基準を明確にするとともに学生に明示し、訓練に対する相互理解を深めること。
 - ・ 訓練実施後の教官による事後検討の結果と学生からのフィードバックから、繰り返し、訓練の改善を進めること。
 - ・ 緊急時の迅速な救急要請、危機対応の徹底を図ること。
 - ・ 管理者である校長、副校長への事後検討や危険事例等の報告の徹底。
 - ・ 管理者である校長、副校長による改善の徹底。
 - ・ 学校としての安全管理のシステム化、継続していく仕組みが必要。

（３）消防学校の教育体制の改善について

- 消防学校の教務体制は、勤務年数の長い職員と、消防本部からの２年間の
出向教官で組織されているが、前例踏襲型の訓練となり訓練内容の見直しや
安全管理上の課題が議論されない状態にあったのではないか。
- その結果、消防学校の訓練の場が、閉鎖的なものとなり、様々な見直しが
できない状況になったのではないか。
- そうした状況を改善するため、次のとおり提言する。
- ① 現在の消防学校の県職員と消防本部からの出向教官の人員配置やローテ
ーションのあり方など、組織体制の見直しを行うこと。
- ② 今回の安全管理対策の見直しが、学校に根付き、継続されていくことが、
重要であり、今後、学校外部からのアドバイスを定期的に受け、学校を開
かれたものに変えていくこと。
- ③ 消防学校の教育の課題、訓練での安全管理上の検討事項などの情報を共有
し、改善の取組を継続していくこと。
- ④ 消防大学校での研修や他県消防学校との情報交換を定期的に行い、その結
果を教育に取り入れていくこと。

